市県民税、国民健康保険税などの

申告受付相談

2.16㈮▶3.15㈮

■会場…税務課（市役所１階）
■時間…平日８時45分～17時（受付は16時まで）
※窓口延長の月曜日は18 時まで受付
問税務課　☎52-2114

申告書は市から送付しません。相談会場で作成しますので、事前に必要な場合は、問い合わせください。

申告相談に必要なもの

■預金通帳

預金通帳は、還付金の受け取りや口座振替に使用します。口座番号などを書いたメモでも構いません。

■本人確認書類

申告者本人や扶養親族などの個人番号（マイナンバー）の記載が必要ですので、❶または❷と❸の本人確認書類をお持ちください。（添付は不要）

❶マイナンバーカード
❷通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票
❸運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳など

■令和５年中の所得が分かる書類

❶源泉徴収票（給与、公的年金など）や支払調書（報酬など）
❷収支内訳書（営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などが分かるもの）

■所得控除の内容を証明する書類

❶医療費の明細書（領収書や補てんされた金額が分かるもの）や医師の発行するおむつ証明書
※平成29年分申告から、明細書を提出すれば領収書は不要になりました。
❷国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金などの領収書や証明書
❸国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
❹身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（※）
※上記❹の手帳をお持ちでない人でも、市内に住所を有する65歳以上の人で、次の２つの要件を満たす人は障害者控除を受けられます。詳しくは問い合わせください。
①要介護度１～５
②認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡ～M、または障害高齢者の日常生活自立度がランクA～C
問社会福祉課　☎ 52-2119

申告が必要な人

令和６年１月１日現在、久慈市に住所があり、令和５年中の所得が、次のいずれかに該当する人は、市県民税、国民健康保険税の申告が必要です。
※税務署に所得税の確定申告書を提出した場合（電子申告を含む）は、市役所での申告は必要ありません。

給与収入があった人（パート収入を含む）	■令和５年中に退職した人、年末調整が済んでいない人 ■年末調整した給与以外の所得（営業、農業、不動産、雑（年金など）、一時、譲渡など）があった人 ■２カ所以上から給与を支給されている人
給与収入がない人	■所得が公的年金等のみで、扶養や社会保険料などの所得控除を受ける人 ■営業、農業、不動産、雑（公的年金以外）、一時、譲渡などの所得があった人 ■所得が非課税収入（遺族年金、障害年金、失業保険など）のみの人 ■久慈市外に住んでいる人に扶養されている人 ■収入がなく、扶養されていない人 ※所得が 1,000万円超の人に扶養されている配偶者は申告が必要な場合があります。詳しくは問い合わせください。

●年金受給者の人も確認しましょう

公的年金の収入が 400 万円以下で、公的年金以外の所得金額が 20 万円以下の人は、所得税の確定申告をする必要はありませんが、公的年金以外の所得がある場合は市役所へ住民税申告をする必要があります。

収入が公的年金のみの場合でも、所得控除（年金天引き以外の社会保険料控除、扶養控除など）を申告することにより市県民税が減額される場合がありますので忘れずに申告してください。申告が必要かどうか、判断が難しい場合は、問い合わせください。

未申告の場合、児童手当や保育園の入園、公的年金などの申請に必要な、税の証明書の交付が受けられなくなる場合があります。国民健康保険に加入している人は、国民健康保険税の軽減などの適用が受けられなくなります。**申告は期限内に忘れずに行いましょう。**

国民年金保険料控除証明書の再発行

●再発行が可能です

国民年金保険料の控除証明書が届かない、または無くした場合は再発行ができます。

問ねんきん加入者ダイヤル　☎0570-003-004
問二戸年金事務所　☎0195-23-4111

INFORMATION

個人事業税の申告は振興局で

個人で事業を営んでいる人は、令和５年中の事業所得などを振興局に申告する必要があります。詳しくは、県ホームページ「けんぜいねっと」を確認ください。
※所得税や住民税の申告をする場合は一部を除いて不要です。
問県北広域振興局県税室　☎66-9678

国保税の納付に困ったら相談を

特別な事情がなく国民健康保険税を滞納している場合は、短期間の保険証を交付したり、医療費全額を負担いただくなどの手続きを取ることになります。納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

問保険証に関すること……市民課　☎52-2118
問納付に関すること……収納課　☎52-2368

事前準備にご協力を

●事前に計算しておいてください

申告会場での混雑を避けるため、申告の際には事前に次の２点を済ませておきましょう。

❶収入、経費項目の仕分け・計算
❷医療費控除の明細書作成（領収書の計算）

各地区での巡回申告受付相談

対象地域に住んでいる人が対象の巡回申告相談ですが、他地域の人でも受け付けできます。

月日	時間	対象	会場
2月7日㈬	9:30～12:00	関、霜畑	山形総合センター
	13:00～15:00	小国	
8日㈭	9:30～12:00	荷軽部、来内、繋	
	13:00～15:00	日野沢、戸呂町	
9日㈮	9:30～14:00	川井	
13日㈫	9:30～12:00	山根	山根市民センター
14日㈬	9:30～12:00	侍浜	侍浜市民センター
15日㈭	9:30～12:00	宇部	宇部市民センター

税務署からのお知らせ　確定申告はご自宅から！

スマホやパソコンで申告書を作成

国税庁　確定申告　検索

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」（www.keisan.nta.go.jp）では、e-Tax（電子申告）や書面作成がいつでも利用可能。
LINE 公式アカウント名は「国税庁」。LINE　ID は「@ kokuzei」です。

確定申告書作成コーナー　国税庁LINE公式アカウント

申告書等の作成相談を希望される人へ

確定申告会場の混雑緩和のため、**会場への入場には「入場整理券」が必要**です。
入場整理券は、会場で当日配付、LINE から事前発行します。整理券の配布状況により、後日の来場をお願いすることもあります。配布方法について詳しくは、国税庁ホームページを確認ください。

▶開設場所…久慈税務署１階会議室（久慈市川崎町15-15）
※会場では、スマホによる申告を推奨しています。
※スマホおよびマイナンバーカードを所有している人は持参ください。
▶開設期間…２月16日㈮～３月15日㈮（土、日、祝日を除く）
▶開設時間…９時～17時

問e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901
問久慈税務署　☎53-4161